

施設等利用給付認定（第3号）の申請手続きには個人番号の記載が必要です

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、施設等利用給付認定（第3号）の申請手続き等の際は、保護者の個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。

◎個人番号（マイナンバー）が記載された書類を提出する際の「本人確認」について

個人番号が記載された書類を提出する際には、第三者による「なりすまし」などを防止するため、法律に基づき、「**本人確認（番号確認と身元確認）**」をさせていただきます。

①番号確認については以下のいずれかで確認を行います。

●「個人番号カード」



個人番号カードについては、一枚で番号確認と本人確認が可能です。

●「通知カード」



●個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書

②**身元確認**については、Aに記載のあるものから1つ、またはBに記載のあるものを2つで確認を行います。

A. 1つで確認可能なもの（顔写真表示の公的証明書）	
・個人番号カード	・戦傷病者手帳
・運転免許証	・在留カード
・パスポート（旅券）	・特別永住者証明書
・身体障害者手帳	・顔写真表示の住民基本台帳カード
・精神障害者保健福祉手帳	・顔写真表示の資格証明書等（船員手帳等）
・療育手帳（愛の手帳）	

等

B. 2つで確認可能なもの(顔写真表示なしの身分証明書等)

- | | |
|---------------|---------------------------|
| ・公的医療保険の被保険者証 | ・児童扶養手当証書 |
| ・年金手帳 | ・特別児童扶養手当証書 |
| ・住民票の写し | ・公的機関が発行した証明書(生活保護受給者証 等) |

等

◎郵送での手続きについて

郵送により書類等を提出される場合は、身元確認・番号確認書類 (写し) を送付してください。個人番号の安全な管理のために追跡可能な書留郵便等を推奨します。

◎窓口での手続きについて

窓口にて申請手続きをされる場合は、身元確認・番号確認書類の 原本 を提示してください。その場で本人確認をさせていただきます。

◎ご不明な点は下記の連絡先までお問い合わせください

問い合わせ先

豊島区 保育課 入園第一・第二グループ

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1

電話番号 03-3981-2140 (直通)

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

受付場所 豊島区役所4階